

公立大学法人福岡女子大学附属図書館（図書館部門）の公開に関する要綱

平成5年7月20日制定
令和4年4月1日改正（最終）

（趣旨）

第1条 この要綱は、福岡女子大学附属図書館（図書館部門）（以下「図書館」という。）に所蔵する図書（公立大学法人福岡女子大学附属図書館（図書館部門）利用規則（平成19年法人規則第26号。以下「図書館規則」という。）第3条に定める図書等。）を、図書館規則第2条第4項に基づき、県民等に公開することについて必要な事項を定めるものとする。

（利用資格及び目的）

第2条 次の各号に該当する者は、図書館を利用することができる。

（1）図書館が所蔵する図書を利用した学術研究、調査又は学習を目的とする者。なお利用は、館内閲覧及び文献複写とする。

（2）図書館規則を遵守し、係員の指示に従って館内の規律を守れる者。

（公開日）

第3条 図書館は、次の各号を除き公開する。

（1）図書館規則第4条に定める定期休館日

（2）その他 図書館長（以下「館長」という。）が必要と認める期間

（利用時間）

第4条 図書館規則第5条に定める開館時間内とする。ただし、館長が必要と認める場合は、これを変更することができる。

（利用の申し込み）

第5条 第2条各号に該当し、図書館の利用を希望する者は、公立大学法人福岡女子大学附属図書館（図書館部門）図書等管理要領第6条に定める図書館利用の申込手続きを行わなければならない。

（その他）

第6条 この要綱について必要な事項は館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。